

岐阜県農業企業化資金助成規則運営要綱

平成14年 9月17日農産第 860号
最終改正 令和 5年 4月 1日農経第 62号

第1 趣旨

本資金は、経営意欲と能力がある農業を営む者（単なる生産者ではない経営者）等に対し、農業協同組合系統融資機関をはじめとする民間融資機関が貸し付ける資金について、県が予算の範囲内において利子補給措置を講ずることにより、地域農業の担い手となる農業者の経営改善を図り、ひいては食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）の目指す効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立することを目的とし、岐阜県農業企業化資金助成規則（昭和36年岐阜県規則第145号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を本要綱に定める。

第2 農業近代化資金の貸付条件

県が利子補給承認措置を講ずる、農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する農業近代化資金（以下「近代化資金」という。）の貸付条件は、以下のとおりとする。

1 貸付対象者

近代化資金の貸付対象者は、担い手への集中化・重点化を図り、地域農業の担い手を育成する観点から、次に掲げる者（以下「農業者等」という。）とする。

なお、(1)に掲げる者に貸し付ける資金を「個人施設資金」、(2)から(4)に掲げる者に貸し付ける資金を「共同利用施設資金」という。

(1) 農業（畜産業及び養蚕業を含む。以下同じ。）を営む者であつて次に掲げる者

ア 次に掲げる農業者（以下「認定農業者等」という。）

(ア) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項に規定する農業経営改善計画（酪農及び肉牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の5に規定する経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第3条第1項に規定する果樹園経営計画を含む。以下同じ。）の認定を受けた者（簿記記帳を行っている者（簿記記帳を行うことが確実と見込まれる者を含む。）に限る。）

(イ) 前記(ア)の認定を受けた法人の構成員又は構成員になろうとする者（当該法人への出資金等を借り入れる場合に限る。）

イ 認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。以下同じ。）

ウ 農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画のうち目標地図（同条第3項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者（同法第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。）、認定新規就農者、集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに定める組織）、市町村基本構想（農業経営基盤強化促進法第6条第1項に定める基本構想をいう。）に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者。以下「目標地図に位置付けられた者」という。）及び地域における継続的な農地利用を図る者であつて、生産の効率化等に取り組むものとして市町村が認める者（10年後の農業経営の継続意向（経営農地、経営面積、栽培作物、栽培方法等）及び地域が目指すべき将来の集約化に重点

を置いた農地利用の姿の作成に向けた話し合い等への参加の意思が明確になっており、それらを証する書面を市町村に提出し、かつ、生産の効率化等に取り組む旨の証明を受けたものに限る。以下「継続的農地利用者」という。)

エ 次に掲げる要件の全てを満たす農業者（農業の生産工程の一部又は全部を請け負う事業を行う者（以下「農業サービス事業体」という。）であって、次の(ア)、(イ)及び(エ)に掲げる要件を満たす者を含む。）

(ア) 農業所得が総所得の過半（法人にあっては、当該法人の農業に係る売上高が総売上高の過半）を占めていること、又は農業粗収益が200万円以上（法人にあっては1,000万円以上）であること。

(イ) 主として農業経営に従事すると認められる青壮年の家族農業従事者（法人にあっては、常時従事者（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項第2号ホに規定する常時従事者をいう。）である構成員）がいること。

(ウ) 個人の農業者であって、60歳以上であるときは、その後継者が現に主として農業に従事（岐阜県農業大学校等に就学している場合等を含む。）しており、かつ、将来においても主として農業に従事すると見込まれること。

(エ) 簿記記帳を行っていること。（簿記記帳を行うことが確実と見込まれる場合を含む。）

オ 原則として5年以内に、アの(ア)となる計画を有する農業を営む法人（経営開始後決算を2期終えていないものに限る。以下「農業参入法人」という。）

カ アの(ア)、イ、ウ及びエの経営（家族農業経営に限る。）の経営主以外の農業者（家族経営協定を締結しており、その中において①経営のうちの一部の部門について主宰権があり、かつ、②その部門の経営の危険負担及び収益の処分権があることが明確になっていることを満たす農業者に限る。）

キ 次に掲げる農業者（以下「集落営農組織等」という。）

(ア) 農業者が主たる構成員となっている法人格を有しない農業を営む任意団体であって、次の要件の全てを満たすもの（以下「集落営農組織」という。）

① 代表者、代表権の範囲その他次に定める事項について次に定める基準に従った規約を有していること

a. 事項

⑦ 団体の目的

① 団体の意思決定の機関及びその決定の方法

⑦ 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項

⑤ 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合にはその徴収の方法

b. 基準

⑦ 代表者の選任の手続を明らかにしていること。

① 農業経営の近代化に資する旨をその目的に含んでいること。

⑦ 団体の意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。

⑤ 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項があらかじめ明らかになっていること。

⑤ 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合には、その徴収の方法が衡平を欠くものでないこと。

② 一元的に経理を行っていること

③ 原則として5年以内に農地所有適格法人に組織変更する旨の目標を有していること

④ 農用地の利用の集積の目標を定めていること

⑤ 主たる従事者が目標農業所得額を定めていること

ただし、水田作及び畑作に係る農業経営以外の場合には、法人に組織変更する旨の目標

を有していることとし、農用地の利用の集積の目標を定めていることを要しないものとする。

- (イ) 集落営農組織が法人化するときにその構成員になろうとする者（当該者が当該集落営農組織の法人化に必要な出資金等を借り入れる場合に限る。）
- ク 集落営農組織以外の法人格を有しない農業を営む任意団体のうち、アの(ア)及びイからカまでの者が全構成員の過半を占めるものであって、キの(ア)の①に定める事項及び基準に従った規約を有しているもの
- (2) 農業協同組合であって、次に掲げる要件を全て満たすもの
 - ア 法令違反や不祥事がないこと。
 - イ 国及び県の行政検査並びに会計監査人又は農業協同組合連合会（農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 63 号）附則第 19 条に規定する組織変更後の農業協同組合連合会をいう。）による監査で重大な指摘を受けていないこと。
 - ウ 農業協同組合の改革を着実に実践し、担い手を中心とする組合員のメリットが拡大していると認められること。
 - エ 営農指導事業及び農産物販売事業の充実に重点を置いていると認められること。（これらの事業を行っていない農業協同組合については、この限りでない。）
 - オ 信用事業の自主ルールを尊重していること。（信用事業を行っていない農業協同組合については、この限りでない。）
 - カ 全体の収支又は信用事業及び共済事業以外の収支が赤字の場合は、施設・人員の整理等の赤字解消に向けた努力を積極的に行っていていること。
 - キ 組合員のニーズを的確に把握し、それを着実に実行できる役員体制が確立していると認められること。
- (3) 農業協同組合連合会であって、(2)のアからキまでに掲げる要件を全て満たすもの
- (4) 農業者、農業協同組合、農業協同組合連合会又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっている団体又は基本財産の額の過半を拠出している法人であって、次に掲げるもの
 - ア 農事組合法人（農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 72 条の 10 第 1 項第 2 号の事業を行うものを除く。）
 - イ 農業共済組合及び農業共済組合連合会
 - ウ 土地改良区及び土地改良区連合
 - エ たばこ耕作組合
 - オ 農産物を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業、農産物の貯蔵、運搬、販売その他の流通に関する事業、農業生産に必要な資材の製造の事業、農作業の受託の事業その他の農業の振興に資する事業（以下「農業振興事業」という。）を主たる事業として行う事業協同組合（農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）、事業協同小組合（農業者がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）及び協同組合連合会（農業協同組合又は農業協同組合連合会がその連合会の議決権の過半数を有しているものに限る。）
 - カ 農住組合（農業者、農業協同組合及び農業協同組合連合会がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）
 - キ 農業の振興を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、農業者、農業協同組合、農業協同組合連合会又は地方公共団体が、一般社団法人にあっては総社員の議決権の過半数を有し、一般財団法人にあっては基本財産の額の過半を拠出しているもの（以下「農業振興一般社団法人等」という。）

なお、農業振興一般社団法人等のうち農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会が、一般社団法人にあっては総社員の議決権の過半数を有し、一般財団法人にあっては基本財産の額の過半を拠出しているもの以外のものに対する貸付けは、農業近代化資金融通法施行令

(昭和 36 年政令第 346 号。以下「令」という。) 第 2 条の表の資金の種類の欄に掲げる資金のうち、専ら農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用し、かつ、各種の農業施策の推進上、国又は地方公共団体が助成して行う事業又はこれと同種の事業に必要なものに限る。

ク 農業振興事業を主たる事業として営む株式会社及び持分会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 575 条第 1 項に規定する持分会社をいう。以下同じ。）であって、農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会が、株式会社にあっては総株主の議決権（地方公共団体が有する議決権及び株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第 879 条第 3 項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数を有しているもの、持分会社にあっては業務を執行する社員の過半を占めているもの

ケ 法人でない団体であって、農業者がその主たる構成員となっており、かつ、代表者、代表権の範囲その他次に定める事項について次に定める基準に従った規約を有しているもの ((1) のキの(ア)及びクに該当するものを除く。)

(ア) 事項

- ① 団体の目的
- ② 団体の意思決定の機関及びその決定の方法
- ③ 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項
- ④ 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合にはその徴収の方法

(イ) 基準

- ① 代表者の選任の手続を明らかにしていること。
- ② 農業経営の近代化に資する旨をその目的に含んでいること。
- ③ 団体の意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。
- ④ 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項があらかじめ明らかになっていること。
- ⑤ 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合には、その徴収の方法が衡平を欠くものでないこと。

2 融資機関

(1) 近代化資金の融資機関は、次のとおりとする。

- ア 資金の貸付事業を行う農業協同組合
- イ 資金の貸付事業及び貯金又は定期積金の受入事業を行う農業協同組合連合会
- ウ 農林中央金庫
- エ 銀行
- オ 株式会社商工組合中央金庫
- カ 信用金庫及び信用金庫連合会
- キ 信用協同組合並びに中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 9 条の 9 第 1 項第 1 号及び第 2 号の事業を併せ行う協同組合連合会

(2) 融資機関である農業協同組合がその組合員たる貸付対象者に対して近代化資金を融資するには、その資金力に比し融資規模が大きいため又は当該農協の貸出体制が未整備であるため等の理由がある場合においては、県信連が融資することができるほか、農業協同組合がその融資するための原資を必要とする場合には、県信連において当該原資に当てるための資金を融通することができるものとする。

(3) 県信連及び農林中央金庫においては、(2)及びその他特別の理由によるもののほか、主として共同利用施設資金の融資機関となるものとする。

3 資金使途

近代化資金の使途は、農業経営の近代化を図るために必要な次の資金とする。

(1) 1の(1)に掲げる者に対する貸付け

ア 建構築物等造成資金

畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 43 条第 1 項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第 2 条第 1 項に規定する農地を含まない。以下同じ。）又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。）

なお、認定農業者等及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあっては復旧に必要な資金を除く。

高性能農業機械の導入については、「岐阜県特定高性能農業機械導入計画の取扱いについて（平成 16 年 7 月 6 日付け農林水産局長通達）」に即して行うものとし、借入申込書に農業機械の導入に係る附表（様式例③）を添付すること。

イ 果樹等植栽育成資金

果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に要する資金（認定農業者等及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあっては、果樹、オリーブ、茶、多年生草本、桑又は花木の植栽又は育成に要する資金に限る。）

ウ 家畜購入育成資金

乳牛その他の家畜の購入又は育成に要する資金

エ 小土地改良資金

事業費 1,800 万円を超えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧に要する資金（認定農業者等及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあっては復旧に必要な資金を除く。）

オ 長期運転資金

農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する次の資金（負債を整理するのに必要な場合を除く。（ウ）から（オ）まで及び（キ）に掲げるものについては貸付対象者は認定農業者等及び集落営農組織等に限り、（カ）に掲げるものについては貸付対象者は認定農業者等、農業サービス事業体及び集落営農組織等に限り、（ク）に掲げるものについては貸付対象者は認定農業者等、目標地図に位置付けられた者及び継続的農地利用者、農業サービス事業体、農業参入法人並びに集落営農組織等に限る。）

（ア） 農地又は採草放牧地（農地又は採草放牧地とする土地を含む。）について農産物の生産の用に供するための賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金を支払い、又は当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うのに必要な資金

（イ） 農機具、運搬用機具その他の農業経営の改善を図るために必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する借賃の全額を一時に支払うのに必要な資金（認定農業者等及び集落営農組織以外の者に対する貸付けにあっては、農機具及び運搬用機具に限る。）

（ウ） 能率的な農業の技術又は経営方法を習得するための研修を受けるのに必要な資金

（エ） 品種の転換を行うのに必要な資金

（オ） 農産物の需要を開拓するための新たな農産加工品等の調査及び開発並びに通信・情報処理機材の取得に必要な資金

（カ） 営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上しえる費用に充てるのに必要な資金

- (イ) 農業経営を法人化するため又は農業者が構成員として法人に参加するために必要な資金
(ク) (ア)から(イ)までに掲げるもののほか、農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い必要となる農薬費その他の費用に充てるのに必要な資金

カ 大臣特認資金

- (ア) 農村における給排水施設の改良、造成又は取得に要する資金

この給排水施設とは、共同利用の水道施設又は下水道施設に接続する給排水施設、生活雑排水等による農業用水の水質汚濁が農業生産に影響を及ぼしているか又はそのおそれがあると知事が認めた地域内において設置する浄化槽及びこれらと一体的な排水管等の屋外施設及びこれと同時一体的に整備される屋内施設（屋内排水管及びこれと直接接続するものに限る。）であって、1の(1)に掲げる者が設置するものとする。

なお、給排水施設に係る近代化資金の利子補給承認に当たっては、農業集落排水施設整備事業等との整合性に配慮するものとする。

- (イ) 次の①又は②に掲げる要件に該当する場合に行う農業者が居住する住宅の改良、造成又は取得に要する資金

① 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された農業振興地域、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条の過疎地域、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村の地域内の農業者が次のいずれかの要件に該当する場合

⑦ 農業生産に伴って生ずる公害の防止のために移転するとき又は土地改良法（昭和24年法律第195号）に規定する事業の実施に伴い移転するとき。

① その意欲と能力からみて、今後食料・農業・農村基本法において育成することとされている効率的かつ安定的な農業経営に発展し得る者として知事が認めた者が、新たに主たる事業として農業経営を営むためにその住宅を改良、造成又は取得するとき。

⑦ 自立経営を志向する農業後継者が婚姻のため又は特別の理由がある場合として知事が特に必要と認めた場合に新たにその住宅を取得又は造成（独自の居室を作るための改良を含む。）するとき。

⑤ 自立経営を志向する者が特別の理由がある場合として知事が特に必要と認めた場合にその住宅の改良（台所、食事場、浴室、洗面所、便所、し尿浄化装置及び自家用給排水施設であって、知事が特に普及を図る必要があると認めるものの改良に限る。）をするとき。

② ①の対象地域内において認定新規就農者が、新たに主たる事業として農業経営を営むために行う場合

- (ウ) 水田を利用した水産動物の養殖施設の改良、造成又は取得に要する資金

この水田を利用した水産動物の養殖施設とは、ふ化室、養魚池、餌料倉庫等内水面養殖事業に必要な施設とする。養魚池の造成に必要な資金の貸付けに当たっては、当該養魚池の面積のうち、水田から転換される部分が全体の面積のおおむね3分の2以上を占めていなければならないものとする。

なお、内水面養殖施設に係る近代化資金の借入手続については、事業計画等によって技術的見地から当該事業が適当と認められた借入希望農業者等は、借入申込書に内水面養殖事業施設用地に係る水田転用計画書（様式例④）を添付するものとする。

- (2) 1の(2)から(4)までに掲げる者に対する貸付け

ア (1)のアからエまで及びカの(ウ)に掲げる資金

イ 農村環境整備資金

診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であって次に掲げる施設の改良、造成又は取得に要する資金

診療施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、農村情報処理・通信施設（農事放送施設及び農業管理センターを含む。）、水道施設、下水道施設、託児施設、研修施設、集会施設、ガス供給施設、融雪・除雪用施設、農作業管理休養施設、農業者等健康増進施設、地域休養施設、生活改善センター、生活安全保護施設、集落道、廃棄物処理施設又は地域交流施設

4 貸付限度額

近代化資金の貸付限度額は、次のとおりとする。

- (1) 1 の(1)に掲げる者のうち、次に掲げる農業者に対する貸付けにあっては、2 億円
- ア 農業を営む農事組合法人、株式会社、持分会社その他農業者が組織する法人
 - イ アに掲げる者のほか、農業経営の規模等を勘案して知事が特に必要と認めて承認した農業者
- この場合、知事の承認する農業経営の規模は概ね次のとおりとし、知事の承認を得ようとする者は、農業企業化資金貸付限度額特認申請書（様式例⑥）を提出するものとする。
- なお、この場合の知事の承認については、岐阜県事務委任規則（昭和 43 年岐阜県規則第 125 号。以下「事務委任規則」という。）第 5 条に基づき、農林事務所長が行うものであるが、承認した場合には、速やかにその写しを知事へ送付するものとする。
- (ア) 酪農経営にあっては、その常時飼養する頭数が 25 頭以上であること。
 - (イ) 肉用牛経営（繁殖）にあっては、その常時飼養する繁殖雌牛頭数が 45 頭以上であること。
 - (ウ) 肉用牛経営（肥育）にあっては、その常時飼養する肥育牛頭数が 120 頭以上であること。
 - (エ) 肉用牛経営（一貫）にあっては、その常時飼養する肥育牛頭数が 40 頭以上であること。
 - (オ) 養豚経営にあっては、その常時飼養する肥育豚頭数が 360 頭以上であること。
 - (カ) 養鶏経営（採卵）にあっては、その常時飼養する羽数が成鶏 12,000 羽以上であること。
 - (キ) 養鶏経営（採肉）にあっては、その常時飼養する羽数が 39,000 羽以上であること。
 - (ク) 施設園芸経営（野菜）にあっては、その経営する施設園芸の施設の実面積が 40 アール以上であること。
 - (ケ) 施設園芸経営（花き）にあっては、その経営する施設園芸の施設の実面積が 30 アール以上であること。
- ウ 1 の(1)のキの(ア)及びクに掲げる農業を営む任意団体
- (2) 1 の(1)のオの農業参入法人に対する貸付けにあっては、1 億 5,000 万円
- (3) 1 の(1)に掲げる者のうち、4 の(1)及び(2)以外の者に対する貸付けにあっては、1,800 万円
- (4) 1 の(2)から(4)に掲げる者に対する貸付けにあっては、15 億円（特別の理由がある場合において農林水産大臣が承認したときは、その承認した額。農林水産大臣の承認を得ようとする者は、農業近代化資金融通法第 2 条第 3 項第 1 号の規定による承認申請書（様式例⑦）を知事に提出するものとする。）

5 償還期限及び据置期間

近代化資金の償還期限（据置期間を含む。以下同じ。）及び据置期間は、次表に示す年数の範囲内で、借入希望者の経営状況、融資対象施設の性質、規模、耐用年数等を総合的に勘案し、適

正な期間を設定するものとする。

貸付対象者		認定農業者等		認定農業者等以外の農業者		認定新規就農者が認定就農計画（農業経営基盤強化促進法第14条の5第2項に規定する認定就農計画をいう。）に従って同法第14条の4第2項第3号の措置を行う場合		農業協同組合等	
農業近代化資金	例外	償還	据置	償還	据置	償還	据置	償還	据置
		原 則		15	7	15	3	17	5
		果樹等植栽育成資金を含む場合	—	—	—	7	—	7	—
		農機具等のみの場合	7	2	7	2	10	—	10
		家畜購入育成資金のみの場合	7	2	7	2	10	—	7
		畜舎、果樹棚等を含む場合	—	—	—	—	—	20	—
		農村環境整備資金を含む場合	—	—	—	—	—	20	—
		小土地改良資金を含む場合	—	—	—	—	18	—	—

(注)

- (1) 農機具等とは、農産物の生産、流通又は加工に必要な機械・機具をいう。
- (2) 畜舎、果樹棚等とは、農産物の生産、流通又は加工に必要な施設をいう。
- (3) 農業協同組合等とは、本要綱第2の1の(2)から(4)までに掲げる者をいう。
- (4) 令第2条ただし書において、2以上の種類の資金を同時に貸し付ける場合におけるその貸付資金についての償還期限は、貸付資金の種類に係る同条の表の期限のうち最も長いものとされているが、この場合において(5)の元本均等償還によるときは、その償還期限は、加重平均により算出される数値の端数を切り上げた期限とすることができる。
- (5) 偿還方法については、各年元本均等償還とする。
- (6) 約定償還日は、毎年6月30日又は12月31日のいずれかとすることとし、借受者の便宜を図り生産物代金の受領期を勘案して選ぶことが望ましい。
- (7) 据置期間は、貸付実行日から第1回償還日の1年前（前年の同月同日をいう。）までとする。
- (8) 利払期は、6月30日及び12月31日の年2回とする。

6 貸付利率等

- (1) 規則第3条に規定する「利率」並びに第5条に規定する「利子補給率」については、別途定める農業制度資金等の貸付利率等に関する取扱要領（平成15年10月21日付け水田第951号。以下「利率取扱要領」という。）によることとする。
- (2) 貸付利率を0%等まで引き下げるのに必要な額（ただし、貸付利率を2.0%引き下げるのに必要な額を限度とする。）を農業者等に対して行う助成については、担い手経営発展支援金融対策事業実施要綱（平成28年1月20日付け27経営第2598号農林水産事務次官依命通知）、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知。）、東日本大震災復旧・復興農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知）及び認定農業者等に対する経営支援緊急対策利子助成金交付事業実施要綱（平成20年10月16日付け20経営第4079号農林水産事務次官依命通知）に定めるところによる。

7 融資率

- (1) 近代化資金の融資率は、資金の適正かつ効率的な運用を図る見地から知事が特に必要と認めた場合のほかは、当該資金に係る施設の改良、造成、復旧又は取得等に要する経費の額の100分の80以内とする。
なお、事業実施の結果、その事業費の額が利子補給承認申請書の添付書類に記載された金額を下回り、融資率が100分の80を超えることとなる場合において、必要止むを得ないと認められるときは100分の90以内とする。
- (2) 認定農業者等に係る融資率の特例
認定農業者等が農業経営基盤強化促進法第12条第1項に規定する農業経営改善計画に即して農業経営の展開を図るために必要な近代化資金を借り入れる場合等（第2の3の(1)のカの(ア)及び(イ)に掲げる資金を借り入れる場合を除く。）の融資率は、(1)にかかわらず、100分の100以内とする。
- (3) 集落営農組織等に係る融資率の特例
集落営農組織等が農業経営の展開を図るために必要な近代化資金を借り入れる場合（第2の3の(1)のカの(ア)及び(イ)に掲げる資金を借り入れる場合を除く。）の融資率は、(1)にかかわらず、100分の100以内とする。
なお、この融資率の特例は、貸付額が、3,600万円に達するまでに限り、適用するものとする。
- (4) 貸付対象事業について、標準事業費は特定のものを除いて定めないこととし、貸付けに際しては事業費の見積りが過大又は過少にならないように農業企業化資金貸付対象事業設計書（様式例⑧）又は見積書等に基づき正確を期すこと。

8 政策資金（近代化資金を活用し、政策的に貸付利率を軽減する等の措置を行う資金）等の取扱いについて

- (1) 農業経営体育成資金については、岐阜県農業経営体育成資金融資措置要領（平成15年4月1日付け水田第31号）に定めるところによる。
- (2) 農業災害緊急支援資金については、岐阜県農業災害緊急支援資金融資措置要領（平成17年4月1日付け水田第4号）に定めるところによる。

9 補助金との関係

- (1) 国又は地方公共団体の補助金（交付金を含む。以下同じ。）の交付決定を受けた事業について、補助残事業費部分に充てるため近代化資金を融通することは差し支えない。この場合において、第2の7の融資率は、事業費の総額に対して適用することができる。
- (2) 近代化資金の借入れにより行った事業につき、国又は地方公共団体の補助金の交付決定

を受け、近代化資金の借入額及び補助金の合計額が事業費の総額を超える場合は、償還期限にかかわらず、交付のあった後、これを遅滞なく、借入金債務の弁済に充てるものとする。

10 地方税法の特例

農業協同組合等が、法第2条第3項に規定する近代化資金の貸付けを受けて共同利用に供する施設、家屋及び機械等を取得した場合には、以下のとおり、地方税法の特例が適用される。

(1) 不動産取得税

農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、たばこ耕作組合又はたばこ耕作組合連合会が近代化資金の貸付けを受けて農業者の共同利用に供する保管、生産又は加工の用に供する家屋を取得した場合の当該施設の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、価格に当該施設の取得価額に対する当該貸付けを受けた額の割合（当該割合が2分の1を超える場合にあっては2分の1）を乗じて得た額を価格から控除することとされている。（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第11条第10項並びに地方税法施行令（昭和25年政令第245号）附則第7条第13項及び14項）

(2) 固定資産税

農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人（農業協同組合法第72条の10第1項第1号に規定する事業を行う農事組合法人に限る。）が近代化資金の貸付けを受けて共同利用に供する機械及び装置（1台又は1基の取得価額（総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。以下同じ。）が330万円以上のものに限り、農村環境整備施設に係るものであって総務省令で定めるものを除く。以下同じ。）を取得した場合の当該機械及び装置に対して課する固定資産税の課税標準は当該機械及び装置に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度間に限り当該機械及び装置の価格の2分の1の額とすることとされている。（地方税法附則第15条第36項及び地方税法施行令附則第11条第39項から第41項まで）

ただし、平成16年4月1日以後に取得された当該機械及び装置に対して課する平成17年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成16年3月31日以前に取得された当該機械及び装置に対して課する固定資産税については、その取得価額が290万円以上（平成14年3月31日以前に取得されたものにあっては260万円以上）のものに対し上記の課税標準の特例措置を適用することとされている。（地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成16年政令第108号）附則第4条第4項）

(3) 事業所税

農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人が共同利用に供する施設のうち、生産の用に供するもの又は近代化資金の貸付けを受けて設置されるもので保管、加工若しくは流通の用に供するもの、農林水産業者の研修のための施設及び農林水産業に関する試験研究のための施設に係る事業所床面積及び従業者給与総額に対しては、事業所税を指定都市等は課すことができないこととされている。（地方税法第701条の34第3項第12号、地方税法施行令第56条の28及び地方税法施行規則第24条の4）

11 印紙税の特例

第2の2に規定する融資機関が新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた者に対して行う近代化資金の貸付け（当該融資機関が行う他の近代化資金の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で行う近代化資金の貸付けに限る。）に係る印紙税法（昭和42年法律第23号）別表第1第1号の課税物件の物件名の欄3に掲げる消費貸借に関する契約書のうち、令和6年3月31日までに作成されるものについては、印紙税を課さないこととされている。（新型コロナウイルス感

染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第11条、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（令和2年政令第160号）第8条)

第3 農業企業化特融資金の貸付条件

1 規則第2条第3項に規定する農業企業化特融資金（以下「特融資金」という。）の内容については、次のとおりである。

(1) 貸付対象者

知事が特に必要と認めた者

(2) 資金種類

ア 特認施設造成資金

養魚池及び餌料庫等の付帯施設の造成に要する資金

(ア) 償還期限等

① 個人施設

5年（据置期間1年以内を含む。）以内

② 共同利用施設

7年（据置期間1年以内を含む。）以内

イ その他特融資金

前項に掲げる使途以外で知事が特に必要があると認めた資金

(ア) 花き園芸に要する種子（種球、種茎を含む。）、苗木及び生産資材の購入に要する資金

① 借入手続き

借入申込み時に花き類種苗導入事業実施計画書（様式例⑤）を添付するものとする。

② 償還期限等

⑦ 花き園芸用種子（種球、種茎を含む。）及び生産資材

2年（据置期間1年以内を含む。）以内

⑧ 花き園芸用苗木類

4年（据置期間1年以内を含む。）以内

(イ) 地域農業活性化資金

この資金の取扱いについては、岐阜県地域農業活性化資金融資措置要領（平成17年4月1日付け水田第7号）に定めるところによる。

(ウ) 地域農業災害経営資金

この資金の取扱いについては、岐阜県地域農業災害経営資金融資措置要綱（昭和53年4月4日付け農経第102号）に定めるところによる。

(エ) 農業災害緊急支援特別資金

この資金の取扱いについては、岐阜県農業災害緊急支援特別資金融資措置要領（平成17年4月1日付け水田第5号）に定めるところによる。

(オ) 家畜疾病経営維持資金（経営維持資金）

この資金の取扱いについては、岐阜県家畜疾病経営維持資金融通事業実施要領（平成16年4月16日付け畜第267号）及び岐阜県家畜疾病経営維持資金利子補給事業実施要領（平成29年3月27日農経第1560号）に定めるところによる。

(3) 貸付限度額

ア 農業者個人

600万円

ただし、農業経営の規模等を勘案して知事が特に必要と認めて承認したものにあっては、1,500万円。なお、この場合の知事の承認については、第2の4の(1)のイの規定を準用し、事務委任規則第5条に基づき農林事務所長が行うものであるが、承認した場合には、速やかにその写しを知事へ送付するものとする。

イ 農業を営む農事組合法人、株式会社、持分会社及び任意団体	3,000 万円
ウ 第2の1の(2)から(4)に掲げる者	5,000 万円
2 その他必要な事項については、第2の規定を準用するものとする。	

第4 資金需要額の調査

農業経営課長は、必要に応じ、借入予定農業者の資金需要額等について次のとおり調査を行う。

1 農業企業化資金需要額一覧表

農業経営課長、及び農業経営課長からの依頼に基づき農林事務所長は、管内の市町村、農業協同組合、農業委員会等関係機関に対し、農業企業化資金需要額一覧表（様式例⑨）により調査を行うことができるものとする。

2 農業企業化資金需要額調査集計表

農林事務所長は、1により報告のあった管内の資金需要額等をとりまとめ、農業企業化資金需要額調査集計表（様式例⑩）により、関係機関から報告のあった農業企業化資金需要額一覧表を添付のうえ、農業経営課長に報告するものとする。

第5 借入申込及び利子補給承認申請

1 借入申込

(1) 第2の1の(1)に掲げる者の借入申込

第2の1の(1)に掲げる者が近代化資金を借り入れる場合の借入申込手続については、農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年7月1日付け経営第1704号。以下「基本要綱」という。）及び岐阜県農業経営改善関係資金制度運営要領（平成14年9月17日付け農産第882号。以下「岐阜県運営要領」という。）の規定によることとする。

ただし、第2の3の(1)のカの(ア)及び(イ)に掲げる資金を借り入れる場合については、次の(2)の規定によることとする。

(2) 第2の1の(2)から(4)に掲げる者の借入申込

第2の1の(2)から(4)に掲げる者が近代化資金を借り入れる場合の借入申込手続については、基本要綱及び岐阜県運営要領の規定にかかわらず、借入希望者が、農業近代化資金借入申込書（様式例①）及び農業信用基金協会あての債務保証委託申込書（農業近代化資金借入申込書を添付したもの）を融資機関に提出する。

(3) 第3に掲げる資金に係る借入申込

第3に掲げる資金を借り入れる場合の借入申込手続については、基本要綱及び岐阜県運営要領の規定にかかわらず、借入希望者が、農業企業化特融資金借入申込書（様式例②）及び農業信用基金協会あての債務保証委託申込書（農業企業化特融資金借入申込書を添付したもの）を融資機関に提出する。

(4) その他

借入申込に係る事業の実施に際して事業計画の一部に軽微な変更を生じたときは、変更設計書等関係書類を添えてその旨を融資機関に申し出ること。

(5) 借入申込金額は万円単位とし、償還額は千円単位とする。なお、償還額については償還回数で均等割りを行い、千円未満端数が生じた場合は第1回目に算入することとする。

2 融資機関

(1) 借入申込書の提出を受けたときはその内容を審査の上、貸付けを行おうとするものについて利子補給承認申請書（規則別記第3号様式）に農業企業化資金審査概況表（様式例⑪）、融資

に関する意見書（規則別記第4号様式）及び1により提出された書類一式の副本を添えて市町村長に提出するものとする。

なお、利子補給承認申請書別紙の「利子補給率」欄は、利率取扱要領別表1によること。

- (2) 債務保証委託申込書の提出を受けたときは、その内容を審査し、1により提出された書類一式の副本を添えて岐阜県農業信用基金協会に送付するものとする。

3 市町村長

融資機関から利子補給承認申請書の提出があったときは、融資事業に関する意見書（規則別記第11号様式）を添えて農林事務所長に送付するものとする。

4 岐阜県農業信用基金協会

農業信用基金協会は、融資機関から提出された書類に基づき、審査の上、保証を承諾することを決定したときは、その融資機関に承諾の通知書を交付するとともに、借入申込者にその旨を通知する。

また、農業信用基金協会は、借入申込者が保証の承諾を受けた資金を借り入れようとするときに提出する債務保証委託証書を受理したときは、直ちに債務保証書を融資機関に交付する。

ただし、1から4までにおいて債務保証を要しない場合には、債務保証委託その他の債務保証に必要な手続を要しない。

利子補給承認申請書提出期限及び利子補給承諾の時期等は原則として次のとおりとする。

農林事務所長への 提 出 期 限	利 子 補 給 承 諾 日	貸 付 実 行 期 限
隨 時	隨 時	承 諾 期 日 か ら 2 ヶ 月 以 内

5 クイック融資

クイック融資（担い手が営農に伴い必要とする小口資金について、企業経営診断手法（スコアリング手法）を活用して無担保・無保証人での融資の可否を判断する仕組みをいう。以下同じ。）の手続き等については、岐阜県スーパーL資金等クイック融資運営要領（平成19年4月1日付け農振第6号）に定めるところによる。

第6 利子補給の承諾等

- 1 利子補給の承諾については、規則第9条第1項の規定に基づき、知事が行うものであるが、第2の1の(1)並びに(4)のア及びエからケに規定する者への貸付けにあっては、事務委任規則第5条の規定に基づき、農林事務所長が行う。

なお、知事は、必要に応じて、資金需要額及び過去の承諾実績を勘案の上各農林事務所長に対し融資枠を配分し、当該年度の承諾実績に基づき調整を行うものとし、農林事務所長はその融資枠の範囲内において利子補給の承諾を行う。

- 2 利子補給承認申請書類一式の提出を受けた農林事務所長は、1の場合にあっては、規則別表利子補給対象事業審査基準、第2及び第3の規定に従い農業企業化資金対象事業としての適否について審査し、適と認めたものについて農業企業化資金利子補給承諾書（規則別記第5号様式）を融資機関に交付し、市町村へはその写しを送付するとともに、速やかに様式例⑯及び⑰により、知事へ報告する。

それ以外の者への貸付けの場合にあっては、速やかに利子補給承認申請書類一式を知事へ進達するものとする。

- 3 知事は、農林事務所長から利子補給承認申請書類一式の進達を受けた場合、2の規定に準じて審査を行い、適と認めたものについて農業企業化資金利子補給承諾書を交付する。農業企業化資金利子補給承諾書については、農林事務所を経由して融資機関へ交付し、市町村へはその写しを送付するものとする。
- 4 融資機関は、利子補給承諾時の利率を変更して貸し付ける場合及び貸付金額、償還日、又は償還金額等に変更があった場合には、農業企業化資金利子補給承諾変更等申請書（以下「変更申請書」という。）（様式例⑯）を知事又は農林事務所長が利子補給承諾した貸付けに係るものについては当該農林事務所長（以下「知事等」という。）に提出するものとする。
ただし、貸付利率の変更について、融資対象事業には変更がなく単なる金利改定に伴って変更されるのみの場合であり、第7の2の規定による貸付実行報告書の提出により知事等がその内容について十分了知できるものである場合については、変更申請書の提出を省略することができる。
- 5 知事等は、変更申請書の提出があったときは、その内容について審査し、適當と認めたものについて農業企業化資金利子補給承諾変更等承認書（以下「変更承認書」という。）（様式例⑰）を融資機関に交付する。
- 6 県と融資機関との利子補給契約は、別段の変更事由が生じないかぎり更改しないものとする。
- 7 市町村が融資機関に対し利子補給を行う場合には、市町村農業企業化資金利子補給契約書（様式例⑯）によるものとする。

第7 貸付実行

- 1 融資機関は、農業企業化資金利子補給承諾書の交付を受けたときは、農業企業化資金利子補給契約書（規則別記第1号様式）第2条の規定に基づき、その交付の日から原則として2月以内に貸付実行すること。ただし、事業完了の延滞等借受者の事情により資金を必要としないと認めるときは、貸付実行を資金が必要な時期まで延期することができる。
なお、貸付実行に当たっては、借受者の手元に資金が滞留することのないように、借受者が実際に資金を必要とする時期を請求書等により再確認したうえで貸し付けるものとする。
- 2 融資機関は、貸付実行後速やかに、農業企業化資金貸付実行報告書（様式例⑱）を知事等に提出する。
なお、同報告書別紙の「貸付年月日」の欄の日付は実際に利息の発生する日を記入し、借用証書の日付は、原則として貸付実行日と一致するものとする。
- 3 融資機関は、貸付実行を中止したときには、変更申請書（様式例⑯）を知事等に提出するものとする。
- 4 知事等は、3の変更申請書の提出があったときは、その内容について審査し、適當と認めたものについて変更承認書（様式例⑰）を融資機関に交付する。

第8 資金管理

- 1 融資機関は、貸付金について善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 2 別段預貯金口座等による管理

- (1) 事業に係る経理（補助金の受払いを含む。）は、全て無利息で運用する別段預貯金口座又は農業企業化資金専用の預貯金口座（以下「専用口座」という。）を通して行う。
- (2) 自己資金は、遅くとも貸付実行日までに別段預貯金口座又は専用口座を開設のうえ入金するものとする。ただし、部分払いを行うものについては、事業完了時までに入金するものとする。

3 完了届

融資機関は事業の進捗状況を常に把握し、事業の完了後遅滞なく借受者から農業企業化資金事業完了届（様式例⑬）に見積書、納品書、請求書、契約書等関係書類を添えて提出させてその旨を確認し、必要と認めたときは現地調査により資金使途の確認をするものとする。

4 資金の支払

- (1) 資金の支払（部分払いを含む。）は、口座振込により貸付実行日以降速やかに行うこと。
- (2) 資金の別段預貯金口座又は専用口座からの払出しは、事業の実施状況等を確認のうえ請求書に基づき行うこと。
- (3) 資金の払出しの経過を記録するとともに、見積書、納品書、請求書、領収書、契約書、補助金関連書類等の証拠書類の写しを整理保管しておくこと。

5 資金使途

- (1) 資金使途が融資制度の趣旨から逸脱し、違法、不法又は不適正と認められる場合には、利子補給金の打切り、遡及返還の措置を講ずることがあるので十分審査のうえ払い出すこと。
なお、違法、不法又は不適正なものに誤って払い出した資金は、速やかにもとの別段預貯金口座又は専用口座に戻入れて適正に使用すること。
- (2) 使途が次の事項に該当する場合には、農業企業化資金として取扱わないものとする。
 - ア 農協等の出資金、賦課金等に流用したもの
 - イ 事業の実施に直接関係ないものの購入又は経費に充当したもの
 - ウ 各種積立金その他の経費に流用したもの
 - エ 農協等の貸付金の償還に流用したもの
 - オ 生活資金に充当したもの
 - カ 定期貯金、普通預金等各種の預貯金に振り替えたもの
 - キ 第2の7に規定する融資率を超えて貸し付けたもの
 - ク 貸付利率（市町村協力分を除く）が規定した利率を超えているもの
 - ケ 現金払出によるもので、使途が適正であることを確認できないもの
- (3) 規則第14条第1項に規定する「借入金を目的以外に使用したとき」には、償還期限前に、事業を中止又は廃止若しくは融資対象物を売却、貸与する等の処分を含むものとする。
- (4) 貸付対象事業は、当該資金の貸付日以後原則として2月以内に完了するものとするが、施設造成等に限っては貸付日以後6月以内の完了とする。

但し、特別な理由によりこの期限内に事業が完了しない場合、融資機関は、あらかじめ事業完了延長届（様式例⑪）を知事に提出するものとする。

また、特別の理由がある場合のほか当該期間を超えて事業を実施するものについては、利子補給金を打ち切ることができる。

6 一部繰上償還の取扱い

- (1) 据置期間内に繰上償還があった場合
貸付金から繰上償還額を差し引き、償還回数で千円単位まで割り戻し約定償還額を変更する。（端数は第1回に算入する。）

(2) 据置期間終了後に繰上償還があった場合

約定償還額に見合う償還があった場合は、最終約定償還額から充当して期限を短縮する。

(据置期間とは、貸付実行日から第1回償還日の1年前（前年の同月同日をいう。）までをいう。)

約定償還額に満たない償還があった場合は、その直後の約定償還額をその分減額する。

(3) (1)及び(2)以外の場合

県、借受者及び融資機関とで協議し、(1)または(2)に準じて償還計画を変更する。

7 債還期限等の変更

(1) 規則第13条第2項に規定する「天災等の場合で知事が別に定める要件」は次のとおりとする。

ア 農業企業化資金の借受者が、天災によって相当の被害を受け又はその者の所有する家畜が法定伝染病によって甚大な被害を被ったと認められること。

イ 当該被害が、申請に係る融資機関の管内の農家数の過半数に達しその地方の経済に大きな影響を与えると認められること

ウ ア及びイ以外で知事が償還期限又は据置期間を変更することを必要と認めるに足る災害等が生じたこと。

(2) 債還期限又は据置期間の変更として、据置期間の延長（約定の据置期間に引き続いて据置期間を延長することをいう。）、中間据置の設定（償還期間中に元本の償還期日を延期することをいう。ただし据置期間の延長となる場合を除く。）及び償還期限の延長（約定の償還期限を延長することをいう。）ができるが、いずれも第2の5に定める償還期限又は据置期間の範囲内とする。

8 債務承継に係る借受者の変更

(1) 融資機関は、規則第9条第1項の規定による利子補給の承認を受けた農業企業化資金に係る借受者が債務の承継をしようとするとき（債務の承継をするに至ったときを含む）は、変更申請書（様式例⑯）を知事等に提出し、その承認を受けなければならない。

(2) 知事等は、(1)の変更申請書の提出があった場合において、その債務の承継が次に掲げる要件を満たすと認められるときは、変更承認書（様式例⑯）を融資機関に交付する。

ア 当該債務の承継について、十分な必然性及び因果関係があると認められる場合（相続、法人化、保証人の債務の引き受け等）。

イ 当該債務の承継を引き受けるものが農業を営む者であること。

ウ 当該債務に係る融資対象施設等の使用目的に変更がなく、引き続き農業経営の近代化に資するために使用されることが確実であること。

9 報告書の提出

(1) 延滞状況報告書

融資機関は、毎年6月30日並びに12月31日における延滞状況について、それぞれ1月後までに農業企業化資金延滞状況報告書（様式例⑭）により知事へ報告すること。

(2) 繰上償還報告書

融資機関は、借受者から繰上償還を受けたものについて、速やかに農業企業化資金繰上償還報告書（様式例⑮）により知事へ報告すること。

第9 利子補給金

1 融資機関が規則及び利子補給契約書の条項に違反したときは、利子補給金を打切り又は既に交付した利子補給金の返還を命ずることがあるので留意すること。

2 規則第7条に規定する利子補給金の計算に当たって利子補給率に年率を用いる場合、融資平均残高は計算期間中の毎日の最高残高の合計額の総和（積数という。）を年間の日数で除して得た額（積数／365）とする。

第10 市町村が利子補給を行うものに係る事務取扱

市町村が利子補給を行うものに係る農業企業化資金に関する次に掲げる事務処理手続きについては、第4から第8までに掲げる県の事務取扱の例によりこれを行うものとする。

1 融資機関に係るもの

- (1) 利子補給承認申請書（規則別記第3号様式に準ずる様式により行う。）
- (2) 利子補給契約の締結
- (3) 貸付実行報告（様式例⑯に準ずる様式により行う。）
- (4) 償還期限等変更の申請
- (5) 利子補給交付申請（規則別記第7号様式及び第8号様式に準ずる様式により行う。）
- (6) 貸付債権の回収状況報告
- (7) 利子補給金の請求（規則別記第9号様式に準ずる様式により行う。）

2 市町村に係るもの

- (1) 利子補給契約の締結
- (2) 利子補給の承認
- (3) 償還期限等の変更の承諾

附 則

この要綱は、平成14年9月17日から施行する。

この通知の施行前の利子補給の承認に係る農業企業化資金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成14年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年12月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年2月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年2月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年3月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年10月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年5月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年7月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年12月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年 5月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。ただし、第2の2の（1）のエの改正規定については、平成20年4月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年 5月 7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月 1日から施行する。ただし、第2の6の（3）から（5）の改正規定については、平成20年10月16日から施行し、第2の6の（2）の（注）の改正規定については、平成20年10月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年12月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年 4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年 5月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年 4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年 3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年 4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年 5月11日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年 5月22日から施行し、平成24年5月6日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年 8月13日から施行し、平成24年6月8日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年 4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 8月26日から施行し、平成25年6月8日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年10月15日から施行し、平成25年9月15日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年 2月27日から施行し、平成25年11月11日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年 4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年 4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年 4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年 4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年 4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2年 4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3年 4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4年 5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5年 4月1日から施行する。